

○確定申告会場について

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)です。また、会場の開設期間は2月4日(火)～3月17日(月)9:00～17:00です。(土・日・祝日を除く。ただし、2月23日(日)および3月2日(日)は開設します。)

※確定申告期限間際は、大変混雑することが予想されますので、申告はお早めにお済ませください。

※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。

○申告書の提出について

給与所得者や年金受給者で還付申告をされる場合は、1月1日から申告書を提出することができます。税務署の閉庁日(土、日、祝日)においては、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に作成済申告書を投かんすることで提出できます。また、作成済申告書を、郵便または信書便により提出することもできます。確定申告書の控えが必要な方は、複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペンなどで記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封の上、送付願います。

※2月4日(火)からのすばるホール開設期間中は、富田林税務署庁舎内に確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみ行います。

○申告および納期限などについて

平成25年分の申告と納税は、所得税および贈与税は3月17日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税は3月31日(月)までです。納税には、ご本人の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

○申告時期は「にせ税理士」に十分ご注意ください。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますのでご注意ください。税理士は日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

○自書申告について

申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただきます。ご不明な点は、職員が助言をさせていただきますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。なお、申告書の作成に当たっては、パソコンで行っております。

○申告書などの送付について

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で提出された方には、申告書の送付に代えて「税務署からのお知らせ」を送付いたします。

○e-Taxについて

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、所得税および復興特別所得税、消費税、贈与税などの申告や、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。また、「e-Tax」を利用して所得税および復興特別所得税の確定申告を行っていただきますと、①添付書類(医療費の領収書や源泉徴収票等)の提出省略、②還付がスピーディーなど書面による申告に比べてメリットがあり、大変便利なものとなっております。詳しくは、e-Taxウェブサイト(国税庁、e-Taxまたは確定申告で検索)をご覧ください。

○年金所得者の申告手続の簡素化

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。

(例) 生命保険料や年金からの天引き以外に健康保険料を支払っているなど。

○復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が交付され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより、平成25年分から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。

○記帳義務・記録保存義務の拡大

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。)は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

固定資産税担当からのお知らせ

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額について

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす耐震改修（必ず耐震基準適合改修工事証明書が必要）を行った場合、完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

上記の減額を申告される場合は、改修工事が完了した日から3カ月以内に、減額申告書および必要書類を添付の上、税務課固定資産税担当まで提出してください。

※その他減額要件および必要書類については、お問い合わせください。

認定長期優良住宅に伴う固定資産税の減額

耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすとして認定を受けた新築専用住宅・併用住宅については、申告により、新築による固定資産税の軽減適用年度が延長されます。

※新築日の翌年1月31日（新築日が1月1日の場合はその年の1月31日）までに、税務課に申告が必要です。詳しい内容や申告の必要書類などについては、お問い合わせください。

償却資産（固定資産税）の申告はお早めに

法人や個人の方が事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。また、その所有者は資産の多少、移動の有無にかかわらず、毎年1月1日の資産状況を申告しなければなりません。

平成26年1月1日現在、市内にこれらの償却資産を所有している法人および個人の方は、1月31日金までに申告書を提出してください。

※申告書が届かない時や初めて申告される場合は、申告書類を送付致しますのでご連絡ください。また、資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告が必要です。なお、eLTAX（電子申告）の利用も可能です。詳しくは、eLTAXウェブサイトをご覧ください。

問合せ 税務課 固定資産税担当 ☎ 958-1111（内線 1550・1551）
☎ 947-3612（直通）

市税催告コールセンターを市役所内に開設しています。

民間委託による「市税催告コールセンター」を市役所内に開設しています。市税（市・府民税、固定資産税、軽自動車税）の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行います。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行います。

○開設期間 3月31日(月)まで
○業務時間 ①月曜日～金曜日
②第3日曜日③第2・3木曜日
①② 9:00～17:30 ③ 9:00～20:00
※土曜日、上記第3以外の日曜日・祝日、および、12月28日(土)～1月5日(日)までの市役所閉庁期間中は業務を行いません。

振り込み詐欺など不審電話にご注意

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM（現金自動預け払い機）の操作を求めることは一切ありません。<不審と思われる電話にご注意ください。>

問合せ 税務課納税相談担当
☎ 947-3619（直通）

確定申告会場は「すばるホール」で2月4日（火）から開設します。

開設期間 2月4日(火)～3月17日(月)

開設時間 9:00～17:00

（土・日・祝日を除く。ただし、2月23日(日)および3月2日(日)は開設します。

※確定申告期限間際はたいへん混雑することが予想されます。

申告は早めにお済ませください。

※混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。

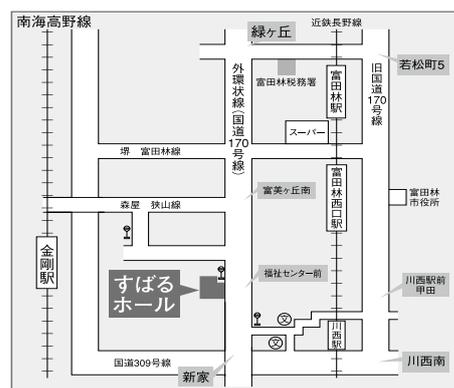
※「すばるホール」では、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っておりません。

○申告期限、納期限などについて

平成25年分の申告期限、納期限などは、下表のとおりです。ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

税目など	申告期限	納期限		口座振替日
		3期分	3月17日(月)	
所得税および復興特別所得税	3月17日(月)	3期分	3月17日(月)	4月22日(火)
		延納分	6月2日(月)	6月2日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(月)	3月31日(月)		4月24日(木)
贈与税	3月17日(月)	3月17日(月)		

（注1）申告書などは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）による送信、郵便や信書便による送付または税務署の時間外文書収受箱への投かんにより、提出できます。
（注2）「にせ税理士」に十分ご注意ください。



所在地 富田林市桜ヶ丘町2番8号

交通 近鉄長野線川西駅から徒歩8分
南海小金台2丁目バス停から徒歩8分
近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車

問合せ 富田林税務署
TEL0721-24-3281（代表）

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。